

# とよなか保育士助成金要綱

令和元年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等の未利用児童の解消に向け新たな保育士の人材確保及び離職防止並びに市外からの移住促進のため、保育士資格を有する新卒者、他市で働く保育士に対し、豊中市での勤務を促し人材確保に努めるとともに、予算の範囲内において、とよなか保育士助成金（以下「助成金」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(助成金の種類)

第2条 助成金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) とよなか保育士応援手当（以下「応援手当」という。）
- (2) とよなか保育士歓迎一時金（以下「歓迎一時金」という。）

(支給対象者)

第3条 応援手当の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 募集年度ごとに市が指定する基準日において、豊中市の住民基本台帳に登録されている者。
- (2) 募集年度ごとに市が指定する基準期間において、豊中市内に住所を有する民間施設であって、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する施設（以下「民間施設等」という。）に週30時間以上勤務する保育士として新規採用された者。
  - (ア) 児童福祉法第39条第1項に規定する認可保育所
  - (イ) 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園
  - (ウ) 子ども・子育て支援法第7条第7項に規定する小規模保育事業を行う施設
  - (エ) 家庭保育所制度実施要綱第2条第1項第1号に規定する家庭保育所
  - (オ) 豊中市庄内及び北部一時保育事業実施要綱第2条に規定する施設
- (3) 募集年度ごとに市が指定する基準日において、保育士登録後1年以内の者、児童福祉法第18条の6に規定する指定保育士養成施設を卒業して1年以内の者、又は1年以内に市外にある保育所等で保育経験がある者。
- (4) 募集年度ごとに市が指定する基準日において40歳未満の者。

2 歓迎一時金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)近隣地域（大阪府、兵庫県（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）、京都府（京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村））以外の地域から、市が指定する期間中に新たに豊中市に転入し、住民基本台帳に登録されている者

(2)前項第2号の規定の対象となる者

(3)前項第4号の規定の対象となる者

3 第1項第2号及び前項第2号に規定する保育士は、認定こども園法第14条第1項又は第2項に規定する保育教諭、主幹保育教諭及び指導保育教諭を含むものとし、施設の長は除くものとする。

（支給額等）

第4条 助成金の支給額は、次の各号に掲げるものとする。

(1)応援手当 月額2万円（支払期間は、支給を開始した年から最大3年間とする。）

(2)歓迎一時金 10万円（支払回数は、1回限りとする。）

（申込み）

第5条 助成金の申込みをしようとする者は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1)とよなか保育士助成金交付申込書（様式第1号）

(2)在職証明書（様式第2号）

(3)その他市長が必要と認める書類

（支給決定）

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類の審査を行い、内容が適正であるかどうかを審査し、助成金の交付又は不交付を決定したときは、とよなか保育士助成金交付決定通知書（様式第3-1号）又は不交付決定通知書（様式第3-2号）を申込者に送付するものとする。

(支給方法)

第7条 助成金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、市が指定する期間の勤務終了後2週間以内に、勤務証明書（様式第4号）の提出により、勤務実績を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による勤務証明書（様式第4号）の提出を受け、その内容について適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、支給決定者に対しとよなか保育士助成金交付確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 支給決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、市が指定する期間内にとよなか保育士助成金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定により助成金の請求があったときは、次の各号に定めるところにより助成金を支払うものとする。

(1) 応援手当 6か月分を一括して支払う

(2) 歓迎一時金 一括して支払う

(変更等の届出)

第8条 支給決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合、すみやかに市長に文書で届け出るものとする。また、第1号又は第2号に該当する場合は、理由を付すものとする。

(1) 豊中市外に転出する場合

(2) 豊中市内の民間保育所等を退職する場合、又は週30時間以上勤務する保育士でなくなる場合

(3) 支給決定者の住所又は氏名に変更が生じた場合

2 前項第2号及び第3号の規定に該当し、前項に規定する届出があった場合は、市長は第4条に規定する支給額を減額するものとする。また、前条の規定に基づき支給決定者が請求書等を提出した場合は、勤務証明書（様式第4号）に明記された勤務期間に応じて、支給額を減額するものとする。

(支給決定の取り消し)

第9条 支給決定者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けた場合は、助成金の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(返還)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月1日から実施する。